「国と地方の協議」(平成26年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地域活性化推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度において取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
千年の草原の継承と創造的活用総合特区	4211	農業振興地域で整備可能な農業用施設の要件の緩和、申請手続きの簡素化	一定の条件下で草原内に小規模な利用施設が設置でき、牧野組合員等が関わる草原内での体験型プログラムを展開しやすくすることにより、利用者ニーズへの対応と事業機会拡大を図る。 具体的には、牧野内に小規模な利用施設（農業・農村と都市生活者の交流と相互理解の促進に資する施設）を農用地区域内に設置できる「農業用特例施設」に位置づけ、計画で定める一定の規模、立地条件を満たすものについて、農用地区域のまま設置できるようにする。 これについては、農用地区域内の用途区分変更（農地から農業用施設）で対応できるものとし、申請手続きを簡素化する。	観光消費や食料生産基盤の確保	1回目	農林水産省	農村振興局農村計画課	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4項、同施行規則第1条	Z、C	－	－	農用地区域内の農用地等は、農業上の利用を確保する土地であることから、当該区域内に設置できる農業用施設は農業者の農業生産に必要な施設であることが必要。	提案された施設の設置予定地が農用地区域にあり、当該区域から除外した場合、具体的な施設ごとにみて、「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」に該当すると判断されるときには、第1種農地であっても、農地転用許可を得て設置することが可能。また、設置者が市町村の場合には、施設の種類によっては、農地転用許可は不要。 したがって、施設ごとに利用目的、設置者等を明確にしていただき、どのような対応が可能か十分に検討する必要。 このため、事前の実務者打合せにおいて、 ① 計画されている施設の利用目的等を明確にすべきであること ② 施設の設置に当たっては、農用地区域から除外し農地転用許可を得る方法もあること などの助言をしたところ。 これに対し、自治体からは、助言を踏まえ、県と対応を相談し検討する旨の回答をいただいているところ。	d	草原内で整備可能な農業用施設の要件等について、提案事項等に対する関係省庁の見解に基づき、提案施設の具体的な機能の絞り込みを行うことで、農用地区域からの除外を含めた再検討など、現行法である程度地元等が要望する施設の整備が実施可能であるとの確認ができたところである。 このことから、今回の提案事項の内容を精査し、提案施設毎の利用目的や設置者等を明確にするなど、地元関係者をはじめ、熊本県と指定自治体間で十分に調整するとともに、提案実現について再検討を行ったうえで、必要に応じて次回協議以降に再提案を含め改めて協議を行いたい。	農林水産省より、施設の利用目的等を明確にした上で、現行制度においても熊本県との調整により提案の実現が可能であることや、施設設置に当たっての代替案が示され、自治体も了解しているため一旦協議を終了するが、自治体が検討、調整を進める上で、協議事項が生じた場合には、農林水産省は参考となる情報の提供など、幅広く自治体の相談に応じること。	V
					2回目												